# 成田空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業について (Q&A)

分類	内容	ページ
特定技能外国人	· ·	3
が従事する業務	な業務が認められるのか。	
について	問2 特定技能外国人が従事する「成田空港に係る貨物取扱業務」につい	3
	て、成田空港に係る貨物以外の航空貨物を取り扱うことはできないの	
	か。	
	問3 特定技能外国人が従事する「成田空港に係る貨物取扱業務」につい	3
	て、輸入される航空貨物を取り扱うことはできないのか。	
特定技能外国人	問4 「特定技能外国人を従事させようとする施設」は、協議会に届出を行	4
が従事する施設	った施設内の保税蔵置場として許可を受けている場所に限定されるの	
について	か。	_
特定事業者の基準について	問5 「直近の一週間以上の期間に、特定技能外国人を従事させようとする 施設から搬出された航空貨物量のうち、成田国際空港を搬出先とする	5
年に りいて	施設から極山された航空員物重のづら、成田国际空港を搬出元とする  貨物量の割合が8割を超えていること」について、「直近」とは、届出	
	日から何日前までの期間をいうのか。	
	問6 添付資料である「直近の一週間以上の期間において、特定技能外国人	5
	を従事させようとする施設から搬出された航空貨物量のうち、成田国	
	際空港を搬出先とする貨物量の割合が8割を超えていることを示す資	
	料」とは、具体的にどのような資料があるのか。	
	問7 特定事業者2号からさらに成田空港に係る貨物取扱業務を受託して	6
	いる事業者や、特定事業者3号からさらに成田空港に係る貨物取扱業	
	務を受託している事業者は特定事業者として認められるのか。	
手続きについて	問8 複数の施設において特定技能外国人を従事させようとする場合は、	7
	それぞれ届出が必要になるのか。	
	問9 特定事業者1号が、特定事業者2号のように貨物利用運送事業者か	7
	ら委託を受けて貨物利用運送業務を行う場合、特定事業者2号が、特定	
	事業者3号のように特定事業者から委託を受けて貨物利用運送業務を	
	行う場合などは、複数の特定事業者として届出が必要なのか。	7
	問10 協議会には、どのタイミングで加入すれば良いのか。 問11 協議会には、本社が加入する必要があるのか、それとも支社(現地	7
	回	/
	問12 協議会に加入する前に、受け入れようとする特定技能外国人と特	7
	定技能雇用契約を締結する必要はあるのか。	′
	問13 すでに「航空分野」の特定技能外国人を受け入れている事業者が、	8
	本事業を活用し、空港外の保税蔵置場等において、特定技能外国人を成	_
	田空港に係る貨物取扱業務に従事させる場合、どのような手続きが必	
	要なのか。	
その他	問14 協議会の構成員となった後で、特定事業者の基準を満たさなくな	9
	った場合は、どうすればよいのか。	
	問15 特定事業者3号として協議会の構成員となった後で、全ての委託	9
	元事業者が特定事業者の基準を満たさなくなった場合は、どうすれば	
	よいのか。	_
	問16 協議会に加入した場合、必ず特定技能外国人を受け入れ、特定技能	9
	外国人を従事させようとする施設において、成田空港に係る貨物取扱 ************************************	
	業務に従事させなければならないのか。	

## 令和7年9月30日現在

※こちらは、「成田空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業」に関するQ&Aになります。特定技能制度全般や特定技能「航空分野」に関するお問い合わせは、以下のお問い合わせ先までお願いします。

# 【特定技能制度全般の手続きに関すること】

外国人在留総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904

【特定技能「航空分野(空港グランドハンドリング関係)」に関すること】

国土交通省航空局 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 🛣 03-5253-8111 (内線 49114)

# ■ 特定技能外国人が従事する業務について

問1 特定技能外国人が従事する「貨物取扱業務」とは、<u>具体的にどのような業務</u> が認められるのか。

#### [回答]

特定技能航空分野における「空港グランドハンドリング」の「貨物取扱業務」と して認められている業務に限ります。

具体的には、貨物の積み降ろし、仕分け、ULDへの積付、解体等が該当します。 なお、当該業務に従事することとなる日本人が通常従事することとなる関連業務 に付随的に従事することも差し支えございません。(詳細は、国土交通省航空局 HP の「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等をご 確認ください。)

問2 特定技能外国人が従事する「成田空港に係る貨物取扱業務」について、 成田空港に係る貨物以外の航空貨物を取り扱うことはできないのか。

#### [回答]

「成田空港に係る貨物取扱業務」とは、「成田空港を搬出先とする貨物」または「成田空港から搬出される貨物」を「主として」取り扱う業務をいいます。

このため、届出を行った施設内で行う航空貨物取扱業務であれば、<u>一部、これらの貨物以外の航空貨物を取り扱うことも可能</u>です。(例:羽田空港を搬出先とする貨物など)

なお、海上貨物を取り扱うことはできません。

問3 特定技能外国人が従事する「成田空港に係る貨物取扱業務」について、<u>輸入</u> される航空貨物を取り扱うことはできないのか。

#### [回答]

「成田空港から搬出される貨物」など、<u>輸入される航空貨物を取り扱うことも可</u>能です。

なお、「特定技能外国人を従事させようとする施設」の基準である、当該施設において取り扱う成田空港に係る貨物量の割合の確認は、成田空港を搬出先とする貨物 (輸出貨物)のみが対象となります。

# ▶ 特定技能外国人が従事する施設について

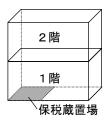
問4 「特定技能外国人を従事させようとする施設」は、協議会に届出を行った 施設内の保税蔵置場として許可を受けている場所に限定されるのか。

## [回答]

届出を行った施設内であれば、<u>保税蔵置場以外の場所であっても成田空港に係る</u> 貨物取扱業務に従事することが可能です。

•••••••••••••••••••••••••••••••

# 【例】



1階(非保税蔵置場部分): 貨物の積み降ろし

2階(非保税蔵置場部分): 貨物の検品・仕分け等

▼ ※輸出申告後

1階(保税蔵置場部分):貨物の積付

保税 蔵置場を含む 一体の施設であれば、 成田空港に係る貨物 取扱業務に従事可能

# Ⅰ 特定事業者の基準について

問5 「直近の一週間以上の期間に、特定技能外国人を従事させようとする施設から搬出された航空貨物量のうち、成田国際空港を搬出先とする貨物量の割合が8割を超えていること」について、「直近」とは、届出日から何日前までの期間をいうのか。

## [回答]

届出日から30日前までの期間になります。

例えば、令和7年4月1日に申請する場合、令和7年3月2日~4月1日の間の任意の一週間以上の期間について、成田国際空港を搬出先とする貨物量の割合を確認します。

問6 添付資料である「直近の一週間以上の期間において、特定技能外国人を従事させようとする施設から搬出された航空貨物量のうち、成田国際空港を搬出 先とする貨物量の割合が8割を超えていることを示す資料」とは、<u>具体的に</u>どのような資料があるのか。

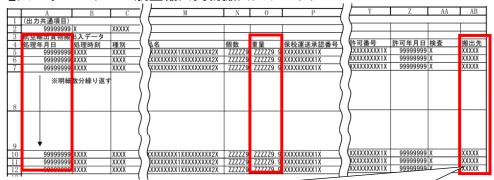
#### [回答]

例えば、「輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)」が出力する「航空輸出貨物搬出入データ」など、任意の一週間以上の期間における「貨物量」・「搬出先」などが把握できる資料が想定されます。

その他の資料を添付する場合は、「成田国際空港を搬出先とする貨物量の割合が 8割を超えていること」の確認方法などについて説明を求める可能性があります。

# 【NACCS における確認方法】

- ①対象期間※1における NACCS の「航空輸出貨物搬出入データ」※2を出力
- ※1 直近1カ月以内の任意の1週間
- ※2前日中に保税蔵置場より搬出入のあった輸出貨物のデータを保税蔵置場単位に出力するもの
- ②出力した CSV データを基に、以下のとおり成田空港を搬出先とする貨物量の割合を算出 (CSV 電文フォーマット: 航空輸出貨物搬出入データ)



/				
	コード	ード 名称		
	16WUA	スイスポートジャパン株式会社 成田国際空港 保税蔵置場		
	1MWU2	株式会社 ANACargo 成田空港保税蔵置場		
	1MWU7	フェデラルエクスブレスジャパン合同会社 保税蔵置場		
	1MWU8	株式会社 JAL カーゴサービス 成田空港保税蔵置場		
	1MWU9	株式会社 JAL カーゴサービス 成田空港保税蔵置場		
	1MWUA	大韓航空		
	1MWUB	日本貨物航空(株)		
	1MWUJ	国際空港上屋(株)成田		
	1MWUK	株式会社 JAL カーゴサービス 成田 SP 保税蔵置場		
١.				

#### 【算出方法】

- ①全搬出先における重量の合計
- ②左表のコードの搬出先に絞り込みを行った場合の重量の合計 をそれぞれ算出し、①に占める②の割合を算出する。

問7 特定事業者2号からさらに成田空港に係る貨物取扱業務を受託している事業者や、特定事業者3号からさらに成田空港に係る貨物取扱業務を受託している事業者は特定事業者として認められるのか。

# [回答]

受託事業者として認められる特定事業者は、貨物利用運送事業者から成田空港に 係る貨物取扱業務について、直接委託を受けている必要があるため、<u>二次委託を受</u> けている事業者は対象とはなりません。

## ▮ 手続きについて

問8 <u>複数の施設において特定技能外国人を従事させようとする場合</u>は、それぞれ 届出が必要になるのか。

### [回答]

<u>「特定技能外国人を従事させようとする施設」としてそれぞれ届出が必要</u>になります。

なお、それぞれの施設について、「直近の一週間以上の期間に、特定技能外国人を 従事させようとする施設から搬出された航空貨物量のうち、成田国際空港を搬出先 とする貨物量の割合が8割を超えていること」の基準を満たす必要があります。

問9 特定事業者1号が、特定事業者2号のように貨物利用運送事業者から委託を 受けて貨物利用運送業務を行う場合、特定事業者2号が、特定事業者3号の ように特定事業者から委託を受けて貨物利用運送業務を行う場合などは、複 数の特定事業者として届出が必要なのか。

#### [回答]

複数の特定事業者として届出が必要となります。

問10 協議会には、どのタイミングで加入すれば良いのか。

#### 〔回答〕

「航空分野」の特定技能外国人の受入れに当たって加入が必要な「航空分野特定 技能協議会」に加入する前に、本協議会への加入が必要になります。

問 1 1 協議会には、本社が加入する必要があるのか、それとも支社(現地の物流 センター等)が加入することも可能なのか。

## [回答]

協議会への加入は、本社が加入する必要があります。

なお、委託元事業者が発行する証明書の記載については、受託先事業者が特定技能外国人を貨物取扱業務に従事させようとする施設の事業所(支社)の名義で構いません。

問12 協議会に加入する前に、受け入れようとする特定技能外国人と特定技能雇 用契約を締結する必要はあるのか。

## [回答]

本協議会に加入する前に、受け入れようとする特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結している必要はありません。

問13 すでに「航空分野」の特定技能外国人を受け入れている事業者が、本事業 を活用し、空港外の保税蔵置場等において、特定技能外国人を成田空港に 係る貨物取扱業務に従事させる場合、どのような手続きが必要なのか。

### [回答]

協議会に加入することで、従事させることが可能です。 その他の必要な手続きについては、以下のお問い合わせ先までお願いします。

#### 【特定技能制度全般の手続きに関すること】

外国人在留総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904

# 【特定技能「航空分野(空港グランドハンドリング関係)」に関すること】

国土交通省航空局 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 ☎ 03-5253-8111 (内線 49114)

## ▮その他

問14 協議会の構成員となった後で、特定事業者の基準を満たさなくなった場合 は、どうすればよいのか。

#### [回答]

満たさなくなった基準を是正する必要があります。なお、満たさなくなった基準 を是正できない場合は、協議会から退会する必要があり、協議会の構成員でなく なった事業者は、本事業を活用した特定技能外国人の受入れができなくなります。

問15 特定事業者3号として協議会の構成員となった後で、全ての委託元事業者 が特定事業者の基準を満たさなくなった場合は、どうすればよいのか。

## [回答]

特定事業者の基準を満たす別の事業者を委託元事業者とし、協議会に変更届を提出するなど、満たさなくなった基準を是正する必要があります。

なお、満たさなくなった基準を是正できない場合は、協議会から退会する必要があり、協議会の構成員でなくなった事業者は、本事業を活用した特定技能外国人の 受入れができなくなります。

問16 協議会に加入した場合、必ず特定技能外国人を受け入れ、特定技能外国人 を従事させようとする施設において、成田空港に係る貨物取扱業務に従事 させなければならないのか。

#### [回答]

例えば、受託先事業者が特定事業者3号として特定技能外国人の受入れを可能とするために、特定事業者1号として協議会に加入することも認められており、協議会に加入した場合、必ず特定技能外国人を受け入れなければならないものではありません。

# 【特定事業者と協議会構成員の関係について】

